

【業界動向】

令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型浄化槽システム導入推進事業)について

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

1. 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会について

一般社団法人全国浄化槽団体連合会(以下、「当連合会」といいます。)は、浄化槽関係事業5種(製造・設置工事・保守点検・清掃・検査)に従事する全国の事業者が一体となった国内唯一の団体であり、47都道府県に各1団体の正会員と17の特別会員団体(全て浄化槽指定検査機関)によって構成されています。正会員の傘下会員企業は約11,000社に上り、この数は全国浄化槽関係事業者数のおよそ22%に相当します。

当連合会は1977年(法人認可は1979年)に、水環境と生活環境の保全、そして公衆衛生の向上に寄与する浄化槽の普及促進と啓発を目的として成立され、1985年の浄化槽法制定や、2019年6月に可決・公布された同法改正に際しても積極的な役割を果たすなど、当時から今日に至るまで精力的に活動を継続しています。

近年は浄化槽分野における「省エネ」や二酸化炭素排出量の削減に注目し、2017年度から2020年度にかけて各(単)年度に環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金」の執行団体として、地方公共団体や民間の事業者が実施する「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業(2017年度時)」「省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業(2018年度時)」「省エネ型浄化槽システム導入推進事業(2019・2020・2021年度時)」に対して(間接)補助金を交付する等の活動を行っております。

2. 浄化槽分野における二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について

近年ますます重要性が増している地球温暖化問題に関して、我が国はこれまでパリ協定で約束した「2030年までに2013年比26%削減」を温室効果ガス削減の目標としてきました。しかし、2021年4月22日に首相官邸で開催された第45回地球温暖化対策推進本部にて、菅義偉総理大臣が新たに「2030年までに2013年度比46%削減」として目標を大幅に引き上げ、「世界のものづくりを支える国として」の成長戦略に位置付けました。

また、菅総理大臣は2020年10月の所信表明において、2050年までにカーボンニュートラルの実現を最終目標に掲げており、このことを明記する形で改正地球温暖化対策推進法が今年(2021年)5月26日に成立したところです。

このように、日本国内でも地球温暖化への取組がより強力に推進されている状況ですが、環境省は従前よりエネルギー対策特別会計を利用した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を実施し、各分野における温室効果ガス削減事業の助成を行っています。

(1) 平成29年度「省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業」

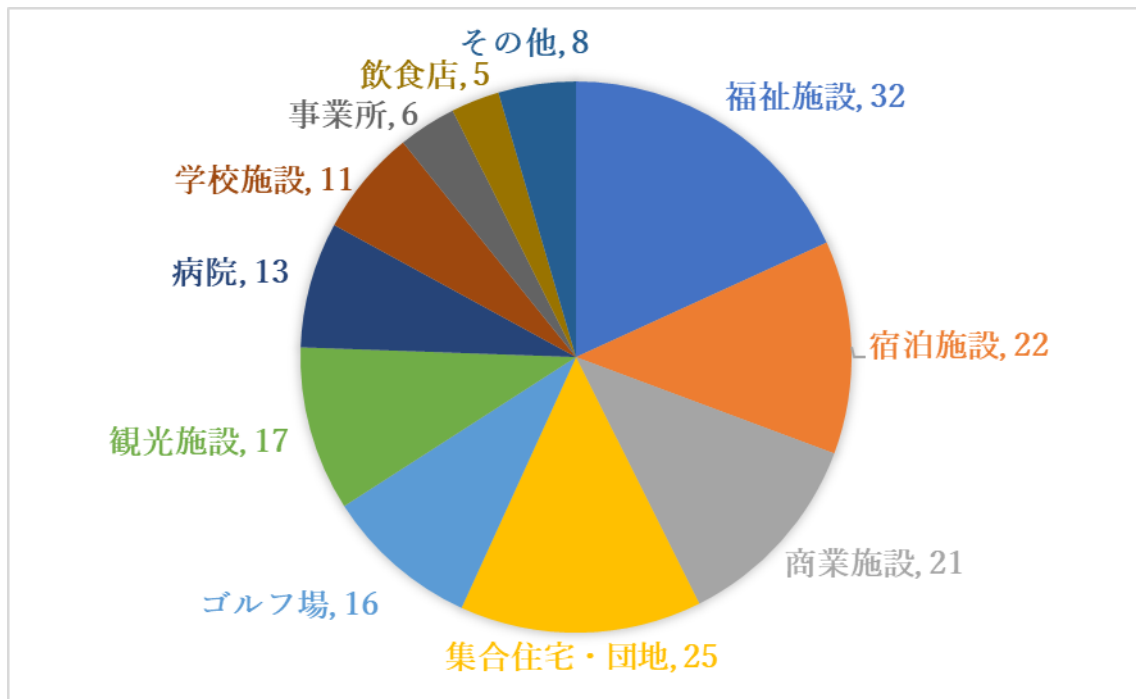
浄化槽分野においては2017年4月から「平成29年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型大型浄化槽システム導入推進事業)」として同種の事業が始まりました。

これは、既設大型合併処理浄化槽の処理工程におけるエネルギー起源の二酸化炭素排出量を抑制することを目的として、浄化槽に付帯する電機設備を省エネ化する事業に対して補助を行う制度であり、具体的には101人槽以上の既設合併処理浄化槽にかかるブロウやポンプ等、モーターを用いた電動機器を更新する事業について、その事業費の2分の1に相当する補助金が交付されました。

当連合会が環境省の審査によって採択された執行団体として、当該補助金の交付事業を実施し、ゴルフ場やホテル旅館、社会福祉施設、鉄道などの様々な業界団体に本補助金の活用をご検討いただくようPR活動を行いました結果、総申請件数176件、交付実績額約1.8億円(補助金総予算額10億円)、二酸化炭素削減量458t-CO₂、イニシャルコストとしての費用対効

果は約 53,000 円/t-CO₂ という実績になりました。

申請件数 176 件の内訳を建築用途別で見た時に、もっとも申請が多かったのは福祉施設 (30 件以上) で、それに続いて宿泊施設、集合住宅、商業施設から 20 件以上の申請がありました。また、ゴルフ場や観光施設、学校教育施設からもそれぞれ 10 件以上の申請が寄せられました (詳細は下図参照)。



全体として補助金交付実績額は予算額を大きく下回り、特に課題として挙げられましたのが全件数中 13 件と低迷した地方公共団体からの申請件数です。

勿論、地方公共団体が実施する事業については予算による制約があり、単年度の補助金は申請しづらいという状況がありますが、その一方で特に歴史の長い大型の浄化槽 (の付帯機器) を数多く所有・管理している主体も地方公共団体であるという事情もあり、当連合会は各都道府県の会員団体を通じて一層の周知活動に努めました。

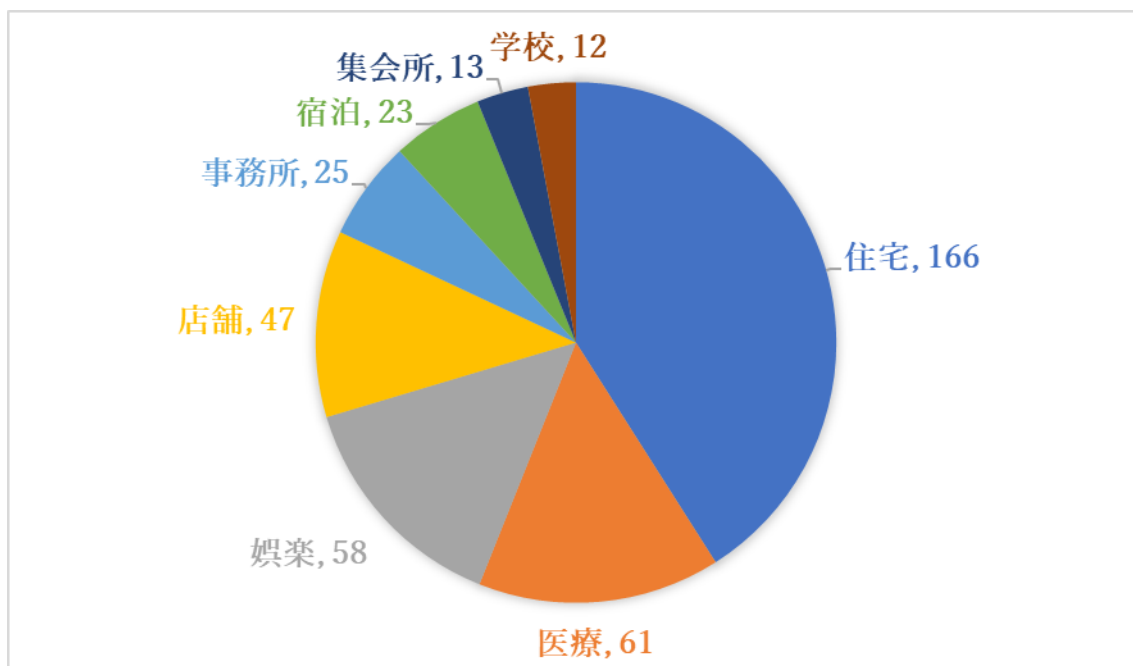
(2) 平成 30 年度「省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業」

翌年 2018 年にも、平成 29 年度事業と同種の「平成 30 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型中・大型浄化槽システム導入推進事業)」が実施される運びとなり、当連合会は審査の上、引き続き執行団体として採択されました。

平成 30 年度事業では、昨年度までの浄化槽に付帯する電動機器の更新事業の要件も 101 人槽以上から 51 人槽以上へと対象人槽範囲が広げられた他、101 人槽以上の旧構造基準型合併処理浄化槽を現代の省エネ型浄化槽へと更新することによって十分な省エネ効果を得られる事業についても補助対象とすることになりました (前者を TYPE 1 事業、後者を TYPE 2 事業とします。)

実績としては、TYPE 1 事業の申請件数が 424 件、TYPE 2 事業の申請件数が 9 件 (総件数 433 件中、地方公共団体からの申請は 31 件)、合計補助金交付額は約 6.6 億円、二酸化炭素の削減量は事業全体で 1,526t-CO₂、その費用対効果はおおよそ 58,000 円/t-CO₂ でした。

浄化槽が設置された施設の建築用途別に申請件数を見た場合、以下のようになります。



平成 29 年度事業と比較して、申請件数は 2 倍以上、補助金の交付額は 3 倍以上の実績となりましたが、やはり予算満額とはならず、課題であった地方公共団体からの申請件数も全体に対する割合としては約 7%と前年度から横ばいの状態でした。

これを受け、環境省は補助金の広報を強化すべく、周知ポスターを作成し、全国浄化槽推進市町村協議会の協力を得て、各都道府県・市町村の浄化槽行政担当者へと送付するなど、より一層の広報活動を行い、次年度以降の浄化槽分野における「省エネ」補助金が実施された場合に今まで以上の活用を見込めるよう備えました。

(3) 平成 31 (令和元) 年度「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」

2019 年度には、浄化槽分野における 3 度目の温室効果ガス削減のための補助金として、「平成 31 (令和元) 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」が実施されました。

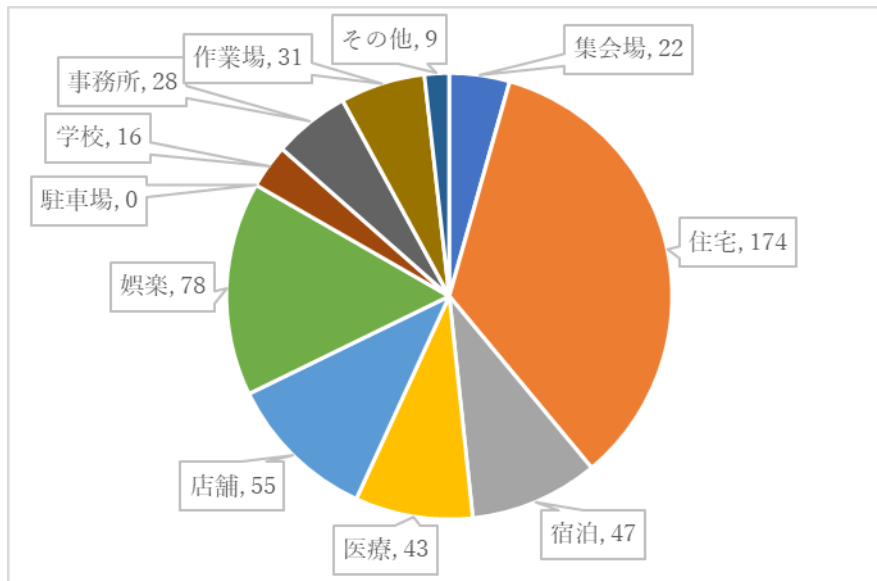
2019 年度の補助制度における過年度との最大の相違点は、浄化槽本体の更新にかかる事業に関する大幅な対象範囲の拡大が挙げられます。

付帯する電動機器の更新にかかる事業 (TYPE 1) については昨年度と同じく「51 人槽以上の既設合併処理浄化槽」が対象となりますが、浄化槽本体の更新にかかる TYPE 2 事業については「101 人槽以上の旧構造基準型合併処理浄化槽」から「(平成 12 年 3 月までに設置された) 60 人槽以上の構造基準型合併処理浄化槽」へと範囲が広がられました。

これによって、いわゆる新構造基準によって設置された浄化槽を更新する事業に対しても、(それが一定上の省エネ効果を得られるのであれば) 補助対象に含めることができるようになりました。

交付の実績としては、TYPE 1 事業の件数は 456 件、TYPE 2 事業の件数は 47 件 (総件数 503 件中、地方公共団体からの申請は 49 件)、補助金の交付総額としては約 11 億 9 千万円、二酸化炭素削減量は約 2376t-CO₂ となりました。

浄化槽が設置されている施設の建築用途別申請件数は以下になります。



(4) 令和2年度「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」

昨年度も浄化槽分野における単年度の事業として実施されたのが「令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)」になります。

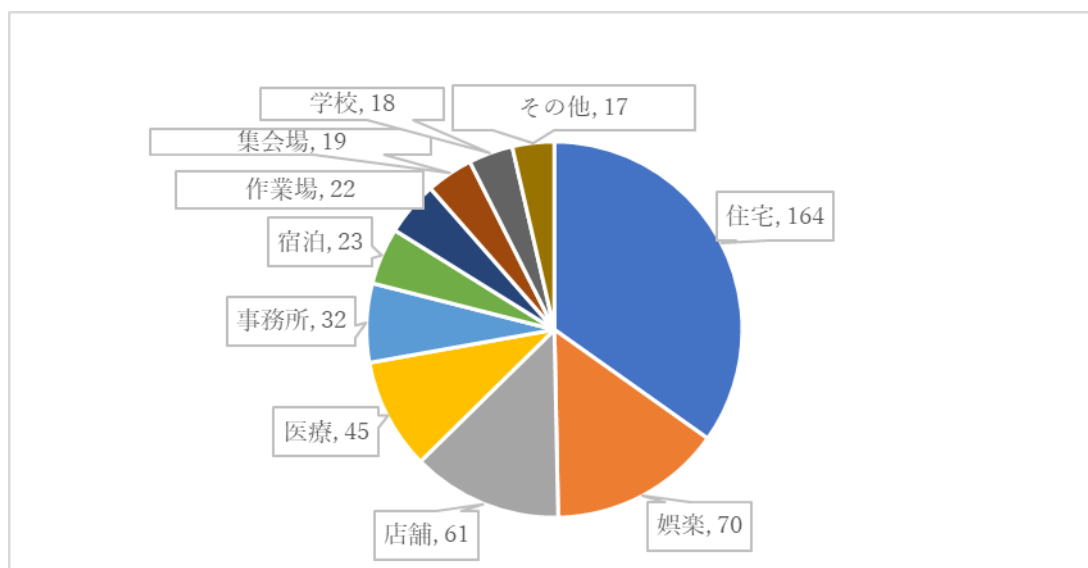
名称に大きな違いはありませんし、実際TYPE1事業に関しては平成31(令和元)年度事業を踏襲していますが、TYPE2事業についてはその対象となる浄化槽を「構造基準型または初期の性能評価型で60人槽以上の合併処理浄化槽」とし、これまで新・旧構造基準型浄化槽のみを対象としていましたが、これらに加えて更に初期の性能評価型までも対象にできるよう要件が拡大されました。

加えて、審査においてもっとも比重の大きな項目である費用対効果に関して一部見直しを行い、TYPE1事業の目標値を新たに8万円/t-CO₂としました。

このような形で実施された令和2年度補助金は、TYPE1事業の申請件数418件、TYPE2事業の申請件数は53件(総件数471件の内、地方公共団体は52件の申請)という結果となり、交付額としては約13億2千万円、二酸化炭素削減量は約2,750t-CO₂でした。

申請件数自体は平成31(令和元)年年度事業より減少することとなりましたが、その一方でTYPE2事業の件数は増加し、交付金額全体としては増額となりました。

尚、令和2年度の申請件数を浄化槽が設置されている建物の建築用途別に分類すると、以下のようになります。



3. 令和3年度「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」について

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ型浄化槽システム導入推進事業)は、2019年度に同種の補助制度が開始した際に5ヵ年の継続を計画されていましたが、今年度がその5ヵ年目となります。

今年度事業のメニューは基本的に前年度事業を踏襲しています。

TYPE1事業は、例年通り「51人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯する機械設備等の改修・導入事業」であり、51人槽以上の既設合併処理浄化槽に設置されているブロワをIE3モーター採用型の機種へと改修したり、ポンプ等を最新式のものへと更新すること、あるいはインバーター制御装置等を導入する等して、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制できるような事業に対して2分の1の補助を交付します。

事業の対象となる機器の合計年間消費電力量を事業前に比して5%以上削減できることを主たる要件としている点も昨年度から変わらず、事業の対象となる浄化槽の人槽等にも変更はありません。

もう一方のTYPE2事業も「構造基準型または初期の性能評価型で60人槽以上の合併処理浄化槽に係る本体交換事業」として前年度と同内容となっており、建築基準法に基づき設置された旧構造基準及び新構造基準の浄化槽でブロワを使用するものうち、60人槽以上の既設合併処理浄化槽から構造や本体のコンパクト化によってエネルギー削減効果の高いと見込まれる浄化槽への交換事業、並びに平成12年度より販売の性能評価型の浄化槽のうち、初期型の60人槽以上の合併処理浄化槽から最高水準の省エネ技術を用いた先進的省エネ浄化槽への交換事業を指しています。

いずれの事業においても共通する注意事項としては、事業対象にかかる浄化槽は下水道供用区域及び下水道法に基づく予定処理区域以外にあり、且つ農業集落排水施設、漁業集落排水施設でないことが条件となる他、工場排水が流入する汚水処理施設や除害施設は対象外となります。(後者に関しては浄化槽法に定められる浄化槽ではないためです。)

補助金の予算総額はTYPE1、TYPE2合わせて18億円となっており、前年度と同額です。

個々の事業に対して交付される金額は、TYPE1事業であれば省エネ効果を得るための機器更新・導入にかかる費用(総事業費)の2分の1、TYPE2事業については、全浄連が規定する基本工事にかかる費用(浄化槽本体の材料費を含む)の2分の1であり、また審査基準の最重点項目である費用対効果(1トンの二酸化炭素を削減するためにかかる費用)の目標額もTYPE1事業は8万円/t-CO₂、TYPE2事業は10万円/t-CO₂と据え置きです。

本補助金を申請できる者についても例年と変わらず、事業者が地方公共団体や国の機関、民間事業者、個人事業主などであり、日本国内の浄化槽所有者・管理者であって必要書類の全てを提出することができる者であれば基本的に申請可能であるとお考え下さい。

但し、補助金を交付された事業者は事業完了後に、その後3年度にわたって年度ごとの二酸化炭素削減量(を計算した書類)と浄化槽法第11条検査報告書を毎年4月中に提出する義務が生じますので、それを必ず遂行できることが条件となります。

特に、本補助金は浄化槽を長期的に運用していく中での省エネ化を趣旨としているものであり、所有する財産(施設)の価値・効用を増大させるためのものではないため、数年内に浄化槽を含む施設の売却や譲渡、取り壊しを予定されている事業者の場合は申請を再検討する余地があります。

以上のように、ほぼ前年度と変わらない今年度補助制度ではありますが、微細ながらも以下の2点について変更点があります。

その一つが、TYPE2(浄化槽本体の更新)事業に関する必要提出書類であり、具体的に申請書類を提出する際に、「機器表」及び「設計計算書」を御添付いただくことになります。

もう一つが公募期間です。

例年ではTYPE1事業については4月の公募開始日から同年11月末日、TYPE2事業については同じく公募開始日から同年10月末日としていましたが、今年度事業においてはTYPE1・TYPE1事業共有で、2021年4月の公募開始日から2021年11月30日までを公募受付期間としました。TYPE1事業は例年通りですが、TYPE2事業は従来より受付期間を1ヵ月延長して

います。

また、変更点ではありませんが、昨今の情勢を反映した経営支援のために事業者が納税を猶予されていることがあり、その場合には「納税証明書その3の3（またはその3の2）」が発行されないというお問い合わせを既に複数件いただいております。

こうしたケースにおいては、「納税の猶予許可通知書」の写しに併せて「納税証明書その3」をご提出いただくことで代替書類として認めることとしています。

最後になりましたが、今年度補助制度が5ヵ年計画の最終年度となっております。

未だ浄化槽分野においては省エネ化・脱炭素化の余地が数多く残されており、この制度を機に浄化槽使用者に電気代(維持管理コスト)の低減や更なる浄化槽の長寿命化をご検討いただけるよう各事業者様におかれましては使用者様へのお声掛けなどお力添えを賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。